

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 4 月 18 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ダイイチカンキョウカブシキガイシャ 第一環境株式会社
 住所 東京都港区赤坂二丁目2番12号
フリガナ 代表者氏名 代表取締役社長 オカチ ムイテ 岡地 雄一
 電話番号 03-6277-7750
 FAX番号 03-6277-7753
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

平成 31 年 4 月 /8 日

水道事業者 殿

東京都港区赤坂二丁目 2 番 1 2 号

届出者 第一環境株式会社

代表取締役社長 岡地 雄一



水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ダイイチカンキョウカブシキガイシャカンサイシテン 第一環境株式会社関西支店		
住 所	〒532-0011 大阪市淀川区西中島 6 丁目 8 番 8 号		
フリガナ 代表者の氏名	オカチ ユウイチ 代表取締役社長 岡地 雄一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者	代表取締役社長 亀井 聡	代表取締役社長 岡地 雄一	平成 31 年 4 月 1 日
役 員	取締役 松本 太郎 // 柳沢 啓一 // 佐藤 正和 // 千葉 直利 // 宗像 佐堯 // 三ツ木 宏 監査役 平田 幸一郎 // 勘舎 美佳子	取締役 柳沢 啓一 // 三ツ木 宏 // 佐藤 正和 // 松本 太郎 // 千葉 直利 // 宮井 就平 監査役 亀井 聡 // 平田 幸一郎 // 勘舎 美佳子	平成 31 年 4 月 1 日

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 31年 4月 18日

申請者

氏名又は名称 第一環境株式会社

住 所 東京都港区赤坂二丁目2番12号

代表者氏名 代表取締役社長 岡地 雄一



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社

会社法人等番号	0104-01-092221
商号	第一環境株式会社
本店	東京都港区赤坂二丁目2番12号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	昭和50年11月12日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体等の委託による公共料金徴収代行業務 2. コンピュータによる計算センターの運営 3. コンピュータの販売及び保守に関する業務 4. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務 5. 地下埋設物の調査並びに漏水調査 6. 前号の調査用機器の製造、販売及び保守管理業務 7. 労働者派遣事業 8. 民間資金の導入等の民間活力の導入による水道事業の効率化と再構築に係わる調査研究業務の受託並びにコンサルタント業務 9. 浄化槽の設計施工及び製作販売と保守管理業務 10. 上下水道施設・し尿処理施設・水処理装置の設計施工と保守管理業務 11. 空気環境調和・給排水衛生・電気等各設備の設計施工と保守管理業務 12. 貯水槽及び配管設備の清掃と管更生工事の請負 13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生に関する業務 14. 土木・造園・外構工事及び散水施設の設計施工と保守管理業務 15. スポーツ施設全般の企画及び設計施工と運営管理業務 16. 環境に係わる調査研究の受託並びに水質関係の公害防止機器の設計施工及び製作と販売に関する業務 17. 微生物を利用した生ごみ分解処理機械器具の製造及び販売に関する業務 18. 不動産の調査・売買・仲介・賃貸・管理業務 19. ビル・住宅及び工業団地の総合管理 20. 建築並びに土木建築工事の請負・設計・施工・監理 21. 水産物の養殖施設の設計施工と保守管理業務 22. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集に関する業務 23. 有価証券の保有及び運用に関する業務 24. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	84万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 21万株

資本金の額	金1億円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店	
役員に関する事項	取締役 <u>岡地 雄一</u>	平成26年 3月28日重任
		平成26年 4月 1日登記
	取締役 <u>岡地 雄一</u>	平成28年 3月30日重任
		平成28年 3月31日登記
		平成30年 3月29日退任
		平成30年 3月30日登記
	取締役 <u>宮崎 勝己</u>	平成26年 3月28日重任
		平成26年 4月 1日登記
	取締役 <u>宮崎 勝己</u>	平成28年 3月30日重任
		平成28年 3月31日登記
		平成30年 3月29日退任
		平成30年 3月30日登記
	取締役 <u>柳沢 啓一</u>	平成26年 3月28日重任
		平成26年 4月 1日登記
	取締役 <u>柳沢 啓一</u>	平成28年 3月30日重任
平成28年 3月31日登記		
取締役 <u>柳沢 啓一</u>	平成30年 3月29日重任	
	平成30年 3月30日登記	
取締役 <u>柳沢 啓一</u>	平成31年 3月28日重任	
	平成31年 4月 1日登記	

	<u>取締役</u>	<u>亀井聡</u>	平成26年 3月28日重任
			平成26年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>亀井聡</u>	平成28年 3月30日重任
			平成28年 3月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>亀井聡</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 3月30日登記
			平成31年 3月28日退任
			平成31年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>早稲田邦夫</u>	平成26年 3月28日重任
			平成26年 4月 1日登記
			平成28年 3月30日退任
			平成28年 3月31日登記
<u>取締役</u> (社外取締役)	<u>岩瀬徹</u>	平成26年 3月28日重任	
		平成26年 4月 1日登記	
		平成28年 3月30日退任	
		平成28年 3月31日登記	
<u>取締役</u>	<u>松本太郎</u>	平成26年 3月28日就任	
		平成26年 4月 1日登記	
	<u>取締役</u>	<u>松本太郎</u>	平成28年 3月30日重任
			平成28年 3月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>松本太郎</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 3月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>松本太郎</u>	平成31年 3月28日重任
			平成31年 4月 1日登記

	<u>取締役</u>	<u>佐藤正和</u>	平成27年 3月30日就任
			平成27年 4月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐藤正和</u>	平成28年 3月30日重任
			平成28年 3月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐藤正和</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 3月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐藤正和</u>	平成31年 3月28日重任
			平成31年 4月 1日登記
	<u>取締役</u>	<u>星山厚興</u>	平成28年 3月30日就任
			平成28年 3月31日登記
			平成30年 3月29日退任
			平成30年 3月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>千葉直利</u>	平成28年 3月30日就任
			平成28年 3月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>千葉直利</u>	平成30年 3月29日重任
			平成30年 3月30日登記
<u>取締役</u>	<u>千葉直利</u>	平成31年 3月28日重任	
		平成31年 4月 1日登記	
<u>取締役</u>	<u>水谷重夫</u>	平成28年 3月30日就任	
		平成28年 3月31日登記	
		平成29年 3月30日辞任	
		平成29年 4月 3日登記	

	<u>取締役</u> <u>宗 像 佐 堯</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月 3日登記
	<u>取締役</u> <u>宗 像 佐 堯</u>	平成30年 3月29日重任
		平成30年 3月30日登記
		平成31年 3月28日退任
		平成31年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>三 ツ 木 宏</u>	平成30年 3月29日就任
		平成30年 3月30日登記
	<u>取締役</u> <u>三 ツ 木 宏</u>	平成31年 3月28日重任
		平成31年 4月 1日登記
	<u>取締役</u> <u>岡 地 雄 一</u>	平成31年 3月28日就任
		平成31年 4月 1日登記
<u>取締役</u> <u>宮 井 就 平</u>	平成31年 3月28日就任	
	平成31年 4月 1日登記	
<u>神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208</u> <u>代表取締役</u> <u>岡 地 雄 一</u>	平成26年 3月28日重任	
	平成26年 4月 1日登記	
	<u>神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208</u> <u>代表取締役</u> <u>岡 地 雄 一</u>	平成28年 3月30日重任
		平成28年 3月31日登記
	平成30年 3月29日退任	
	平成30年 3月30日登記	
<u>東京都中央区日本橋小網町13番2-1002号</u> <u>代表取締役</u> <u>宮 崎 勝 己</u>	平成28年 3月30日就任	
	平成28年 3月31日登記	
	平成30年 3月29日退任	
	平成30年 3月30日登記	

東京都練馬区石神井台一丁目21番5号 代表取締役 <u>亀井 聡</u>	平成30年 3月29日就任
	平成30年 3月30日登記
	平成31年 3月28日退任
	平成31年 4月 1日登記
神奈川県川崎市中原区小杉御殿町二丁目47番地6小杉御殿団地4-208 代表取締役 <u>岡地 雄一</u>	平成31年 3月28日就任
	平成31年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>平田 幸一郎</u> <u>(社外監査役)</u>	平成26年 3月28日重任
	平成26年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>平田 幸一郎</u>	平成27年 5月 1日社外監査役である旨の抹消により変更
	平成28年 3月31日登記
<u>監査役</u> <u>平田 幸一郎</u>	平成30年 3月29日重任
	平成30年 3月30日登記
<u>監査役</u> <u>浜辺 美佳子</u> <u>(社外監査役)</u>	平成26年 3月28日就任
	平成26年 4月 1日登記
<u>監査役</u> <u>浜辺 美佳子</u>	平成27年 5月 1日社外監査役である旨の抹消により変更
	平成28年 3月31日登記
<u>監査役</u> <u>勘舎 美佳子</u>	平成28年11月11日浜辺美佳子の氏変更
	平成29年 1月 4日登記
<u>監査役</u> <u>勘舎 美佳子</u>	平成30年 3月29日重任
	平成30年 3月30日登記
<u>監査役</u> <u>亀井 聡</u>	平成31年 3月28日就任
	平成31年 4月 1日登記

<p>取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定</p>	<p>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	
<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>支 店</p>	<p>1 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号</p>	<p>平成25年 4月 1日移転 ----- 平成25年 4月 2日登記</p>
	<p>2 <u>岡山県岡山市北区野田三丁目12番28号</u> 岡山県岡山市北区下石井二丁目3番8号</p>	<p>平成29年 1月 1日移転 ----- 平成29年 1月 4日登記</p>
	<p>3 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目8番8号</p>	<p>平成24年 6月15日移転 ----- 平成24年 6月18日登記</p>
	<p>4 千葉県佐倉市表町四丁目7番地1</p>	
	<p>5 福岡県福岡市中央区薬院四丁目3番5号</p>	
	<p>6 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号</p>	<p>平成25年 4月 1日移転 ----- 平成25年 4月 2日登記</p>
	<p>7 北海道札幌市西区八軒六条東一丁目4番14号</p>	<p>平成24年10月 1日移転 ----- 平成24年10月 1日登記</p>

東京都港区赤坂二丁目2番12号
第一環境株式会社

	9 <u>兵庫県姫路市三左衛門堀西の町82番地</u>	平成27年 1月 1日設置 ----- 平成27年 1月 5日登記 ----- 平成31年 3月31日廃止 ----- 平成31年 4月 1日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	平成23年2月7日東京都中央区日本橋人形町三丁目3番6号から本店移転 平成23年 2月 7日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

平成31年 4月11日
東京法務局港出張所
登記官

高 野 晃



第一環境株式会社 定款

平成 3年 10月 1日	作成 公証人認証 会社成立
平成 3年 11月 29日	改定(営業年度)
平成 3年 12月 18日	改定(目的)
平成 5年 6月 25日	改定(目的地)
平成 6年 3月 25日	改定(本店住所)
平成 6年 6月 27日	改定(監査役の任期)
平成 7年 6月 23日	改定(議長他)
平成 8年 6月 20日	改定(目的)
平成 12年 6月 23日	改定(本店所在地)
平成 13年 6月 20日	改定(目的)
平成 14年 6月 20日	改定(目的・本店所在地)
平成 15年 6月 27日	改定(監査役の任期他)
平成 17年 1月 1日	改定(株券不発行・会長)
平成 18年 6月 27日	改定(会社法施行に伴い総 則他全項目)
平成 20年 6月 27日	改定(株主権利行使)
平成 20年 10月 31日	改定(基準日・事業年度・期 末配当金)
平成 22年 3月 26日	改定(取締役員数、社外取 締役・社外監査役責任限 定)
平成 22年 11月 30日	改定(本店の所在地)
平成 30年 3月 29日	取締役の任期
平成 31年 3月 28日	改定(基準日・事業年度・期 末配当金)

定 款

第1章 総 則

[商号]

第1条 当社は、第一環境株式会社と称し、英文ではDK Corporationと表示する。

[目的]

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 地方公共団体等の委託による公共料金徴収代行業務
2. コンピュータによる計算センターの運営
3. コンピュータの販売及び保守に関する業務
4. コンピュータシステムの企画、開発、販売及び保守に関する業務
5. 地下埋設物の調査並びに漏水調査
6. 前号の調査用機器の製造、販売及び保守管理業務
7. 労働者派遣事業
8. 民間資金の導入等の民間活力の導入による水道事業の効率化と再構築に係わる調査研究業務の受託並びにコンサルタント業務
9. 浄化槽の設計施工及び制作販売と保守管理業務
10. 上下水道施設・し尿処理施設・水処理装置の設計施工と保守管理業務
11. 空気環境調和・給排水衛生・電気等各設備の設計施工と保守管理業務
12. 貯水槽及び配管設備の清掃と管更生工事の請負
13. 産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生に関する業務
14. 土木・造園・外構工事及び散水設備の設計施工と保守管理業務
15. スポーツ施設全般の企画及び設計施工と運営管理業務
16. 環境に係わる調査研究の受託並びに水質関係の公害防止機器の設計施工及び制作と販売に関する業務
17. 微生物を利用した生ごみ分解処理機械器具の製造及び販売に関する業務
18. 不動産の調査・売買・仲介・賃貸・管理業務
19. ビル・住宅及び工業団地の総合管理
20. 建築並びに土木建築工事の請負・設計・施工・監理
21. 水産物の養殖施設の設計施工と保守管理業務
22. 損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険募集に関する業務
23. 有価証券の保有及び運用に関する業務
24. 前各号に付帯関連する一切の事業

[本店の所在地]

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

[公告の方法]

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

[発行可能株式総数]

第5条 当社の発行可能株式総数は、840,000株とする。

[株式の記名式及び株券の種類]

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

[株式の譲渡制限]

第7条 当社株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

[相続人等に対する売渡しの請求]

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売渡すことを請求することができる。

[株主名簿管理人]

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株主名簿、および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株式名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

[株式取扱い規則]

第10条 当社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、株主提案権その他の株主権の行使手続き、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱い規則による。

[基準日]

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または

登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

[招集]

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

[招集権者および議長]

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

[議決権の代理行使]

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主一名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

[決議の方法]

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

[議事録]

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

[取締役会の設置]

第17条 当会社は取締役会を置く。

[取締役の員数]

第18条 当会社の、取締役は9名以内とする。

[取締役の選任]

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

[取締役の任期]

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

[代表取締役および役付取締役]

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

[取締役会の招集権者および議長]

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長になる。

[取締役会の招集通知]

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 7 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

[取締役会の決議の方法]

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

[取締役会の決議の省略]

第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

[取締役会の議事録]

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

[取締役会規則]

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

[取締役の報酬等]

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

[取締役の責任免除]

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

[監査役の設定]

第 30 条 当社は監査役を置く。

[監査役の員数]

第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

[監査役の選任]

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

[監査役の任期]

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

[監査役の報酬等]

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

[監査役の責任免除]

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

[事業年度]

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの年 1 期とする。

[期末配当金]

- 第 37 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。
2. 期末配当金はその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
 3. 未払いの期末配当金には利息をつけない。

附 則

第 1 条 第 3 条の規程変更は、平成 22 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日の経過をもって削るものとする。

第 2 条 第 36 条の規定にかかわらず、第 29 期事業年度は平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 3 ヶ月間とする。
本附則第 2 条は、第 29 期事業年度経過後、これを削除する。

原本と相違ないことを証明します。

2019 年 4 月 // 日

東京都港区赤坂二丁目 2 番 12 号

第一環境株式会社

代表取締役社長 岡地 雄一

